

具体的な取組の実施状況

(◎予算事業として実施、○予算なしで実施、×実施なし)

柱	中柱	個柱	項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁
第1	誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現	1	分野を越えた福祉の推進					
			(1) 地域共生の意識醸成					
				1	静岡県社会福祉協議会や関係団体等と連携し「ふじのくに健康福祉キャンペーン推進事業」を行うほか、幼少期からのあらゆる世代を対象とした福祉教育を行います。	◎	◎	10
				2	共同募金活動、社会福祉関係者や地域活動団体等への研修事業などの機会を捉え、地域共生の意識の醸成を図ります。	○	○	10
				3	小・中学校では、「特別の教科 道徳」や「総合的な学習の時間」「特別活動」等の様々な場面で自他を思いやる心と態度を育みます。	○	○	10
				4	高等学校では、保育・介護体験学習を実施します。	○	○	10
			(2) 包括的支援の促進					
				5	地域包括支援センターの職員を対象とした研修会や業務評価に関する研修を開催します。	◎	◎	12
				6	地域包括支援センターの業務評価結果の活用や保険者機能強化推進交付金を活用した体制強化の好事例を共有します。	◎	◎	12
				7	市町の包括的支援体制の構築を推進するため、市町に対し、県アドバイザーの派遣や先進事例の紹介、研修等を実施します。	◎	◎	12
				8	小・中学校区単位等で行われる住民主体の地域づくりや個人・家庭の個別支援の核となる人材を養成するため、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）養成研修を実施します。	◎	◎	12
				9	住民と協働し、地域づくりを推進する担い手である民生委員・児童委員の活動を支援し、多様化、複合化する地域の生活課題等に対応できるよう民生委員・児童委員に対する研修や活動内容等に関する広報を行います。	◎	◎	12
				10	司法と福祉を結ぶ機関である「地域生活定着支援センター」を設置し、高齢の矯正施設等出所者等の地域生活移行及び定着を支援します。	◎	◎	12
			(3) ふじのくに型福祉サービスの推進					
				11	ふじのくに型福祉サービスを普及するため、好事例等の情報発信を行います。	◎	◎	13
				12	居場所の設置促進のため、住民主体の介護予防活動や生活支援サービスの創出を支援する生活支援コーディネーターの資質向上を図ります。	◎	◎	13
				13	地域包括支援センター職員に対する研修会等を通じて、包括的な相談支援体制の整備や高齢者福祉以外の福祉分野の相談窓口との連携を働きかけ、ワンストップ相談の実施を促進します。	◎	◎	13
				14	居場所や共生型施設などの立ち上げや運営を支援するため、アドバイザーの派遣や研修会を開催します。	◎	◎	13
			(4) 権利擁護の推進					
				15	権利擁護支援の地域連携ネットワークやその中核機関等の整備に向けて、関係機関との連携強化を図るため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、家庭裁判所、市町、市町社会福祉協議会などから構成される協議会を開催します。	◎	◎	14
				16	市町における成年後見制度の利用促進等の取組を支援するため、相談支援事業による専門職等の派遣や必要な助言等を行います。	◎	◎	14

柱	中柱	個柱項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
			17	成年後見制度の適切な利用につなげるため、福祉関係者等に対して制度の理解促進を目的とした研修会等を開催します。	◎	◎	14	
			18	日常生活自立支援事業と成年後見制度の円滑な連携を図り、切れ目のない支援を行うため、事業に従事する専門員や生活支援員等に対する研修を実施します。	◎	◎	14	
			19	日常生活自立支援事業における金銭管理等支援サービスを適正に提供するため、市町社会福祉協議会の管理体制に係る指導や倫理研修を実施します。	◎	◎	14	
			2 地域活動の推進					
			(1) 生きがいづくり活動・社会参加の促進					
			① 地域団体の活動促進					
			20	シニアクラブと連携し高齢者と子どもとの交流活動を行います。	◎	◎	18	
			21	シニアクラブによるひとり暮らしの高齢者への訪問活動や地域における健康づくり・介護予防活動等を財政的に援助します。	◎	◎	18	
			② 生涯学習・スポーツの推進					
			22	公益財団法人しずおか健康長寿財団と連携し、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会及びすこやか長寿祭美術展を開催します。	◎	◎	18	
			23	60歳以上の人を中心としたスポーツと文化の全国的な祭典であるねんりんピックに静岡県選手団を派遣します。	◎	◎	18	
			24	スポーツ・レクリエーション活動を全県的な規模で実践する場を提供するため「県民スポーツ・レクリエーション祭」を実施します。	◎	◎	18	
			25	多くの県民が参加しやすいよう多種目を用意した「しずおかスポーツフェスティバル」を実施します。	◎	◎	18	
			26	健康・体力づくりを支援するため、高齢者施設への指導者の派遣を関係団体等と協力して実施します。	◎	◎	18	
			③ 就労的活動・NPO活動の推進					
			27	人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野での就労機会の拡大に加え、事務系職種の開拓や新規会員の確保を行う静岡県シルバー人材センター連合会の事業費を助成します。	◎	◎	19	
			(2) 住民主体の支え合い活動の推進					
			28	住民主体の支え合い活動の理解を促進するため、好事例を情報発信します。	◎	◎	20	
			29	多様な主体による生活支援の取組を進めるため、生活支援コーディネーター養成研修やスキルアップ研修を実施します。	◎	◎	20	
			30	市町における住民主体の支え合い活動の創出を支援するため、活動創出に関する事業の企画・運営の支援を行います。	◎	◎	20	
			3 地域共生社会の環境整備					
			(1) 住まいの安定的な確保					
			31	高齢者対応住宅普及研修会を開催し、住宅改修等の相談に対応できる高齢者対応住宅相談員を養成します。	◎	◎	23	
			32	公営住宅の建替、改善工事等を行い、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。	◎	◎	23	
			33	養護老人ホームの改築などの整備費用を助成します。	◎	◎	23	

柱	中柱	個柱項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
			34	軽費老人ホームの利用者の負担軽減を図るため、利用者の所得に応じて利用料を減額する社会福祉法人に対して助成するほか、軽費老人ホームの創設及び増築費用を助成します。	◎	◎	23	
			35	養護老人ホームや軽費老人ホームにおいて、本計画に定める特定施設入居者生活介護の必要利用定員数に係る指定を受けるため、必要な支援を行います。	○	○	23	
		(2) 移動・外出しやすい環境整備						
		① ユニバーサルデザインの推進						
			36	県有施設等へのユニバーサルデザインの導入を推進します。	○	○	25	
			37	ユニバーサルデザインの理念普及と心のユニバーサルデザインの実践を図る出前講座を実施します。	◎	◎	26	
			38	県の公式フェイスブックやホームページ等によりユニバーサルデザインに関する情報を発信します。	◎	◎	26	
		② 公共交通の維持・確保、歩道や駅のバリアフリー化						
			39	市町が運行するコミュニティバスやデマンド型交通等に対し財政的に援助します。	◎	◎	26	
			40	交通事業者が運行する市町間を跨がる路線バスに対し補助を行います。	◎	◎	26	
			41	また、交通事業者等が行う駅やバスのユニバーサルデザインの取組に対し補助を行います。	○	◎	26	
			42	公共交通への自動運転技術の導入の可能性を検討するため、産官学による実証実験を行います。	◎	◎	26	
			43	国土交通省の交付金等を活用し、歩道整備等の交通安全事業を行います。	◎	◎	26	
		③ 住民主体の移動サービスの充実						
			44	2019（令和元）年度に作成した「移動サービス創出に係る普及事例集」を活用し、市町におけるサービス創出を支援します。	○	○	26	
			45	住民主体の移動サービスの立ち上げや継続を支援するための相談窓口の設置やアドバイザーの派遣を行います。	◎	◎	26	
			46	伴走型支援においては、住民勉強会や先進的な取組を行っている団体との交流、運転ボランティアの養成講座等の企画・運営を支援します。	◎	◎	26	
			47	交通部局と福祉部局が連携して移動手段の確保に関する取組を進めるため、相互に事業に参加し、情報共有を図ります。	○	○	26	
		(3) 働きやすい環境整備						
			48	経営者等の意識改革を図るセミナーを開催します。	◎	◎	27	
			49	介護等と仕事を両立し誰もが働きやすい職場環境整備を支援するアドバイザーを派遣します。	◎	◎	27	
			50	高齢者と企業とのマッチングを支援するため、高齢者雇用推進コーディネーターを3人配置し、企業訪問による就労の場の開拓、企業に対する職場環境改善のための助言や助成金情報を提供します。	◎	◎	27	
			51	企業向け高齢者活躍セミナーや高齢者向け就労啓発セミナーを開催します。	◎	◎	27	
		4 安全・安心の確保						
		(1) 防犯まちづくりの推進						
			52	地域防犯を担う防犯リーダーを育成する研修等を実施します。	◎	◎	28	
			53	防犯まちづくりニュース等により、特殊詐欺への注意喚起を行います。	◎	◎	28	

柱	中柱	個柱項目 No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁
		(2) 消費者被害の防止と救済				
		54	消費生活センターにおいて国家資格を有する消費生活相談員を確保するため、資格取得を促進する講座などに取り組むとともに、資格保有者の人材情報を管理します。	◎	◎	29
		55	消費生活相談員の資質向上のため、消費生活相談員を対象に、法改正や最新の消費トラブルを習得するなどの各種研修会を開催します。	◎	◎	29
		56	悪質商法の手口やその対処法など、消費トラブルを未然に回避する知識を習得できる出前講座を開催するとともに、広報誌やホームページなどで市町と連携して注意喚起・啓発を行います。	◎	◎	29
		57	市町が高齢者支援に関わる団体などと構成する見守りネットワーク(消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」)の構築や活動を支援します。	○	○	29
		(3) 交通安全対策の推進				
		58	歩行者には「自発光式等の反射材用品」の活用及び運転者には「早めのライトオン」と「ハイビームの効果的活用」の実践の定着を図る『ピカッと作戦!』を推進します。	◎	◎	30
		59	チラシの配付、インターネットによる広報、ラジオによる呼びかけなどを通じて、交通安全の啓発を行います。	◎	◎	30
		60	高齢ドライバーを対象とした参加体験実践型講習の開催、高齢者団体等への交通安全情報の発信を行い、交通安全意識の高揚を図ります。	◎	◎	30
		61	「運転免許自主返納者等サポート事業」への加盟企業等の拡充、静岡県警察本部ホームページや運転免許窓口において同事業の更なる周知を行います。	○	○	30
		62	地域包括支援センターとの連携を強化し、引き続き、自主返納した高齢者に対し、市町が行う生活支援の案内や交通安全指導を実施します。	○	○	30
		(4) 防災対策・災害対策の推進				
		① 地域における防災対策の推進				
		63	全ての自然災害について、早期避難を「他人事ではなく自分事」として意識できるよう、住民自らの手で避難計画「わたしの避難計画(仮称)」を作成してもらうことで、早期避難の実効性向上を図ります。	◎	◎	33
		64	静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」に避難所運営の支援地域防災活動の活性化を図るための機能を追加するとともに、利用者の拡大を図ります。	○	○	33
		65	2020(令和2)年6月にリニューアルオープンした地震防災センターに多くの県民の来館を呼びかけ、防災啓発、情報発信を行います。	○	○	33
		66	各地域で防災リーダーの講習会を実施し、「避難行動判定フロー」や「避難情報のポイント」等の説明や県民への周知等を行います。	○	○	33
		67	主に県内中学校において「ふじのくにジュニア防災士養成講座」を実施します。	◎	◎	33
		68	住民参加による避難訓練の実施を促進します。	○	○	33
		69	地域特性を踏まえた訓練の実施促進のため、自主防災組織ごとの問題点をきめ細かに把握・分析を行うとともに、参考となる取組事例の紹介等を行います。	○	○	33
		② プロジェクト「TOUKAI-0」の取組				
		70	高齢者世帯等への戸別訪問やダイレクトメールの送付により、住宅の耐震化の必要性を周知します。	◎	◎	33

柱	中柱	個柱	項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
				71	耐震化に取り組むことが難しい高齢者世帯等に対しては、耐震シェルターや防災ベッドなど、耐震化に代わる「命を守る対策」により地震発生時に最低限の安全な空間を確保する取組を促していきます。	○	○	33	
				72	地域包括支援センターに住宅の耐震化や耐震シェルター、防災ベッド等の補助制度等に関するリーフレットを配架し、制度の周知を図ります。	○	○	33	
				73	日常生活において支援や介護が必要な高齢者の災害時ケアプラン策定の中心となる介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」）に住宅の耐震化に関する理解を促進するとともに、ケアマネジャーを通じ「命を守る対策」の普及啓発を図ります。	○	○	33	
			③ 避難支援等の推進						
				74	市町における避難行動要支援者の避難行動支援に対する取組の推進を図るため、市町の福祉部局及び防災部局との意見交換会を開催し、課題や好事例の共有などにより、市町の取組の推進を図ります。	◎	◎	34	
				75	静岡県社会福祉協議会等と連携し、災害時ケアプランの策定に関するモデル事業を実施、成果を全県へ普及します。	◎	◎	34	
				76	災害時に円滑な派遣ができるよう、DWA T登録員の募集、スキルアップ研修の実施、連絡会等を行います。	◎	◎	34	
			(5) 感染症対策の推進						
			① 日常生活における感染症対策						
				77	高齢者施設等を対象に講習会やポスター配布などを通じて、インフルエンザなどの感染症予防対策に関する啓発を行います。	◎	◎	37	
				78	県のホームページ等を通じて、新型コロナウイルス感染症の適時適切な情報提供を行います。	○	○	37	
				79	「国評価」による警戒レベルの決定を通じて、県民に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の注意喚起を行います。	○	—	37	
				80	こころの健康を保つために、県民に向けて、こころの不調のサインのチェックや、自身でできる取組の紹介、県内の相談窓口をお知らせするチラシの作成や、ホームページへの情報の掲載など、保健所等を通じて周知します。	○	○	37	
				81	YouTubeで感染予防策を解説する動画を配信し、感染予防に関する正しい知識を普及します。	○	○	37	
				82	「STOP！誹謗中傷」アクションとして、正確な情報発信や広報・啓発、相談対応等の様々な取組を推進します。	○	—	37	
				83	人権啓発センターや県民生活センターにおいては、誹謗中傷や嫌がらせ、不当な差別といった様々な相談内容に応じ、相談者が求める解決方法を持つ専門の相談機関を紹介するとともに、法的な助言が必要な場合は、弁護士等による法律相談を行います。	◎	◎	37	
			② 地域活動における感染症対策						
				84	市町や地域包括支援センター職員を対象とした研修会の開催を通じて、感染対策を行い、工夫しながら実施している地域の支え合い活動の好事例を周知します。	◎	◎	37	
				85	タブレット等を活用してオンラインで実施する通いの場や認知症カフェ等の事例集を作成し周知します。	◎	◎	37	
第2	健康づくりと介護予防・重度化防止の推進								
	1	静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿							
		(1) 全体像							
		① 連携							
				86	静岡県医師会や静岡県リハビリテーション専門職団体協議会と連携し、引き続き地域リハビリテーションサポート医・推進員の養成研修等により、人材育成を行います。	◎	◎	42	

柱	中柱	個柱	項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
				87	地域包括支援センター職員やケアマネジャーと地域リハビリテーションサポート医・推進員との連携の好事例を収集し、情報発信します。	◎	◎	42	
				88	地域リハビリテーションの理念の理解促進を図るため、市町や地域包括支援センターの職員を対象とした研修や専門職向けの研修等を実施します。	◎	◎	42	
			②	地域リハビリテーション広域支援センター					
				89	地域リハビリテーション広域支援センターの派遣調整・取組評価について、担当者連絡会を開催し、情報共有と好事例の普及を図ります。	◎	◎	42	
			(2)	専門職の育成					
				90	かかりつけ医地域リハビリテーション基礎研修や地域リハビリテーションサポート医養成研修などの機会を通じて、かかりつけ医や市町職員等に対し、地域リハビリテーションに対する理解を深め、地域リハビリテーションサポート医が取り組むべき活動内容を周知すること等により、在宅患者に対するリハビリテーション提供体制の強化を図ります。	◎	◎	44	
				91	地域リハビリテーションサポート医やかかりつけ医が、健診時等にスクリーニング（対象者の選別）を行い、市町と連携して、高齢者の状態に応じたサービス等につなげるモデル事業に取り組みます。	◎	◎	44	
				92	静岡県医師会や静岡県リハビリテーション専門職団体協議会と連携し、引き続き地域リハビリテーションサポート医・推進員の養成研修等により、人材育成を行います。（再掲）			44	
				93	地域リハビリテーションサポート医・推進員の活動の好事例を収集、発信し、市町が期待する役割をイメージできるよう支援します。	◎	◎	44	
				94	地域リハビリテーション広域支援センター等に加え、市町が実施する介護予防事業や地域ケア会議（個別会議）等へのリハビリテーション専門職の派遣に協力できる施設を地域リハビリテーション協力機関に指定し、派遣の仕組みづくりを進めます。	◎	◎	44	
				95	摂食・嚥下障害のある人の機能の維持向上を図るため、通いの場等における言語聴覚士と歯科衛生士等との連携を強化します。	◎	◎	44	
				96	地域ケア会議（個別会議）の効果的な開催を支援するため、リハビリテーション専門職等のアドバイザー派遣や、市町・地域包括支援センター職員向け研修会を実施します。	◎	◎	44	
			(3)	住民への普及啓発					
				97	市町や地域包括支援センター、専門職が、住民に対し、地域リハビリテーションの理念の理解促進を図る取組等を進めるため、市町や地域包括支援センターの職員、専門職向けの研修等を実施します。	◎	◎	45	
2			各段階における地域リハビリテーションの充実						
			(1)	予防期（健康づくり、介護予防・重度化防止）					
				98	県民の抱える健康課題や疾病状況の見える化のため、特定健診結果の分析や死因等の統計分析を行います。	◎	◎	50	
				99	ロコモティブシンドロームやオーラルフレイル、低栄養など高齢者に生じやすい健康上の問題に関する正しい情報を県民に広く周知を行い、予防に取り組む県民を増やします。	◎	◎	50	
				100	ふじ33プログラムなど健康長寿プログラムを普及し、県民の健康づくりの実践を促します。	◎	○	50	
				101	研修を受講した8020推進員が、市町の活動に協力し、生涯にわたって歯や口の健康を維持することの重要性を住民に普及啓発します。	◎	◎	50	
				102	通いの場や生活習慣病予防の好事例を把握し、研修会等を通じて周知・普及を図ります。	◎	◎	50	

柱	中柱	個柱項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
			103	市町と連携して、地域で健康づくり活動を推進するリーダーを育成します。	◎	◎	50	
			104	通いの場等に健康運動指導士を派遣し、介護予防活動の活性化を図ります。	◎	◎	50	
			105	通いの場等の運営者や参加者が活動効果を自ら把握できるよう自己測定の普及を図ります。	◎	◎	50	
			106	農業分野で活躍することで自信や生きがいを持って社会参加をすすめる「農福連携」による介護予防や認知症予防の好事例を把握し、研修会等を通じて周知・普及を図ります。	○	○	50	
			107	地域リハビリテーション広域支援センターの派遣調整・取組評価について、担当者連絡会を開催し、情報共有と好事例の普及を図ります。（再掲）			50	
			108	関係団体と協力し市町の介護予防事業に協力可能なリハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士を養成するとともに、派遣の仕組みづくりを支援します。	◎	◎	50	
			109	「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」により、医師が健診や日常の受診の機会を捉え、生活習慣病の重症化予防とフレイルに関する評価を行い、高齢者の状態に応じたサービス等につなげる仕組みを構築します。	◎	◎	50	
			110	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市町がオンライン等で実施する通いの場や一般介護予防事業の好事例を市町間で共有します。	◎	◎	50	
		(2) 急性期						
			111	病院調査等から入院日数の傾向や転院、在宅等への復帰の現状を把握し、市町や病院による、連携体制の整備や広域における退院支援のルールづくりを支援します。	◎	◎	53	
			112	地域包括ケア情報システム「シズケア＊かけはし」や「ふじのくにねっと」を活用した多職種の連携に取り組みます。	◎	◎	53	
		(3) 回復期						
			113	地域リハビリテーション広域支援センターを中心に、回復期のリハビリテーションの質の向上に向けた研修を実施します。	◎	◎	56	
			114	入院から在宅療養へ円滑に移行できる体制づくりに向けて作成した「静岡県在宅療養支援ガイドライン」を活用し、基本的な退院支援ルールを普及します。	◎	◎	56	
			115	地域包括ケア情報システム「シズケア＊かけはし」や「ふじのくにねっと」を活用した多職種の連携に取り組みます。（再掲）			56	
		(4) 生活期（日常生活への復帰）						
		① 退院後のリハビリテーションの継続						
			116	介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中サービス（C型）を活用して、退院後、早期に日常生活につながった取組を、研修会等を通じて周知します。	◎	◎	61	
			117	地域包括ケア推進ネットワーク会議（圏域会議）等の機会を通じて、必要な情報提供や好事例の横展開、圏域ごとの連携に向けた意見交換、情報交換の機会を提供します。	◎	◎	61	
			118	入院から在宅療養へ円滑に移行できる体制づくりに向けて作成した「静岡県在宅療養支援ガイドライン」を活用し、基本的な退院支援ルールを普及します。（再掲）			61	
			119	退院直後からリハビリテーションが利用できるよう、暫定介護サービス計画の取り扱いを市町に周知します。	○	○	61	
		② 生活・身体機能維持						
			120	リハビリテーションの活用に係る多職種連携研修会や合同勉強会で、多職種と一緒に訪問するなどの好事例を紹介し、横展開を図ります。	◎	◎	61	

柱	中柱	個柱	項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
				121	リハビリテーションの活用に係る多職種連携促進に係る研修・合同勉強会や多職種連携会議を開催し、ケアマネジャーへの多職種連携の重要性を促進します。	◎	◎	61	
				122	かかりつけ医向け地域リハビリテーション基礎研修や地域リハビリテーションサポート医養成研修、ケアマネジャーとの事例検討会などを通じて、かかりつけ医やケアマネジャー等のリハビリテーションに対する理解を深めるとともに、地域リハビリテーション広域支援センターが実施する住民向けの講演会等の開催を支援します。	◎	◎	61	
				③ 予防期への移行					
				123	市町職員や地域包括支援センター職員の制度理解や実践力向上、介護予防・日常生活支援総合事業やインフォーマルサービスでの支援につなげるため、各市町における好事例や効果的な実施方法の紹介などを含む地域ケア会議活用促進研修を実施します。	◎	◎	62	
				124	市町における自立支援型の地域ケア会議（個別会議）の効果的な開催を支援するため、リハビリテーション専門職等のアドバイザーを派遣します。	◎	◎	62	
				125	職能団体等が参加する地域包括ケア推進ネットワーク会議等において、自立支援型の地域ケア会議（個別会議）に多職種が参加する方法について検討します。	○	○	62	
				126	市町からケアマネジャーに、介護予防・日常生活支援総合事業などの情報提供を行うよう働きかけます。	○	○	62	
				127	予防期への移行における介護予防・日常生活支援総合事業などの活用の好事例を収集し、情報発信します。	◎	◎	62	
				128	地域リハビリテーションに関する研修会等で、職業訓練制度に関する周知を行い、リハビリテーションを実施している方への情報提供を促します。	◎	◎	62	
3				科学的知見に基づいた健康寿命の延伸					
				(1) 根拠に基づく健康福祉施策の推進					
				129	特定健診データ分析により県内の健康課題や地域差を明確にするほか、市町単位、医療保険者単位の分析結果を提供します。	◎	◎	65	
				130	第2期高齢者コホート調査においては、追跡調査として、死亡や介護認定状況等の公的記録等、アンケート調査結果、特定健診データ等との突合による県民の健康寿命の延伸につながる要因の特定に向けた分析を行います。	◎	◎	65	
				131	データ分析で得られた知見をもとに、県民への啓発、市町や医療保険者が実施する健康づくりの実施を支援します。	◎	◎	65	
				(2) 社会健康医学の推進					
				132	高齢期特有の疾患の原因等について、医療・健康データの分析や、地域をフィールドとした疫学研究を推進します。	◎	◎	65	
				133	大学院大学において、専門的人材を育成し、県内の医療・介護等の現場へ輩出します。	◎	◎	65	
				134	県民の健康意識の醸成を図るため、大学院大学とも連携し、シンポジウムを開催するなど効果的に情報を発信します。	◎	◎	65	
第3				在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供					
				1 在宅医療・介護連携の推進					
				(1) ほぼ在宅・ときどき入院の仕組みづくり					
				135	病院において、入院支援担当者を配置し、外来通院時や入院初期から退院後の生活を見据えた入院支援が実施できる体制を強化するほか、在宅医療に携わる関係機関と地域の実情にあったルールづくりを進めることで、入院調整機能の強化を図ります。	◎	◎	70	
				136	病院等の退院支援カンファレンスへ地域の在宅医療を担う診療所のかかりつけ医や歯科診療所の歯科医師、訪問看護ステーションの看護師、薬局の薬剤師、ケアマネジャー等の参加を促進し、関係者の密接な連携体制を構築します。	◎	◎	70	

柱	中柱	個柱項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
			137	「シズケア*かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）」を活用して、在宅患者に関わる病院やかかりつけ医、訪問看護ステーション、薬局、ケアマネジャー等が患者の医療機関や介護サービス情報を共有し、多職種連携の強化及び入院調整の円滑化を図ります。	◎	◎	70	
			138	病院からの一定期間の出向等により訪問看護を経験した看護師を病院に配置することにより、病院の入退院支援機能の強化を図ります。	◎	◎	71	
			139	市町や地域包括支援センターと連携し、県民に向けた普及啓発（シンポジウム、講演会等の開催）や在宅医療に関する相談窓口の周知などにより、県民の在宅医療に関する理解を深め、不安解消を図るなど在宅医療が選択される環境整備を促進します。	◎	◎	71	
			140	患者とその家族が安心して在宅療養を選択することができるよう、事例ごとに活用可能な介護・福祉サービスや療養生活を送る上でのポイント等を分かりやすく記載した「ふじのくに高齢者在宅生活“安心”の手引き」を活用して、県民に向けた在宅療養の普及啓発を図ります。	◎	◎	71	
			141	人生の最終段階において、患者本人の意思を尊重した医療・ケアの提供ができるよう、在宅医療を支える医療・介護関係者の相談対応力の向上を図るとともに、県民に対し、ACP（人生会議）やリビングウィル（意思表示書）について、普及啓発を実施します。	◎	◎	71	
			142	配食サービスや住民主体の生活支援サービスなどの創出や利用の促進を担う生活支援コーディネーターの養成研修やスキルアップ研修を実施します。	◎	◎	71	
		(2) 在宅医療・介護連携推進事業の支援						
			143	地域包括ケア見える化システムや医療・介護レセプト情報等の活用により、指標を集計し、市町と共有します。	◎	◎	72	
			144	在宅医療・介護連携の目指す姿と進捗状況の共有について、先進的に取り組んでいる事例を収集し、情報発信します。	◎	◎	72	
			145	市町ヒアリング等で、課題の聴取と好事例の紹介を行います。	◎	◎	72	
			146	また、静岡県医師会に設置された「シズケアサポートセンター（静岡県地域包括ケアサポートセンター）」と連携し、効果的な事業実施への助言を行います。	◎	◎	72	
			147	市町職員や在宅医療・介護連携コーディネーターを対象として研修会を開催します。	◎	◎	72	
2	在宅医療のための基盤整備							
	(1) 訪問診療の促進							
			148	地域において、主治医、副主治医制や輪番制の導入などを支援し、医療機関相互の連携を推進します。	◎	◎	74	
			149	在宅医療に関する先進事例の研究・検討や講習会を開催する静岡県医師会への支援等により、在宅医療に必要な知識、技術の向上と、訪問診療を実施する医療機関の充実を図ります。	◎	◎	74	
			150	患者の医療・介護情報について、「シズケア*かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）」の活用により、在宅支援チーム内において効率的に情報を共有することができる体制づくりを支援します。	◎	◎	74	
	(2) 訪問看護の充実							
			151	利用者が少なく運営が不安定な、開設初年度の訪問看護ステーションの運営経費を支援することで、訪問看護ステーションの新規開設の促進や開設直後の休止や廃止を抑制します。	◎	◎	75	
			152	サテライト型の訪問看護ステーションの設置等を促進し、地域における偏在の解消を図ります。	◎	◎	75	
			153	在宅で療養している方の様々なニーズに応じた医療・介護の提供が可能な、看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行うことができる事業所の整備を図ります。	◎	◎	75	

柱	中柱	個柱項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
			154	看護職員養成施設における就職説明会やインターンシップを実施し、新卒看護職員を確保するとともに、訪問看護就業セミナーを開催し、病院看護職員や潜在看護職員の訪問看護ステーションへの就業を促進します。	◎	◎	75	
			155	訪問看護職員の確保と人材育成のため、訪問看護ステーションに初めて就職した看護職員の同行訪問を実施する訪問看護ステーションを支援します。	◎	◎	76	
			156	在宅で療養している方に対する迅速な対応及び在宅医療に取り組む医師の負担軽減のため、訪問看護職員を特定行為研修や認定看護師教育課程に派遣する訪問看護ステーションを支援することにより、特定行為のできる訪問看護師や認定看護師等の増加を図ります。	◎	◎	76	
			157	訪問看護従事者を対象とする研修に、ハラスメントや暴言、暴力への対応を研修テーマとして取り入れ、ハラスメント等の防止やハラスメント等を受けた訪問看護従事者のケアに取り組みます。	◎	◎	76	
		(3) 歯科訪問診療の促進						
			158	県歯科医師会と協働で設置している在宅歯科医療推進室等において、在宅や施設における歯や口の困りごとについて、本人や家族等の相談を受けるほか、歯科訪問診療に対応できる歯科医療機関や口腔機能管理の効果、利用できる制度等の情報提供を行い、県民への周知に取り組みます。	◎	◎	77	
			159	訪問看護師やケアマネジャー、地域包括支援センターの職員等を対象に、口腔機能管理に関する研修等を実施します	◎	◎	77	
			160	歯科診療所や郡市歯科医師会等は、在宅歯科医療の実施に当たり、診療中の容態急変時の対応について診療所や病院との連携体制を構築するとともに、歯科診療所が相互に補完できる連携体制や歯科に関する後方支援機能を持つ病院との連携体制の構築を図ります。	◎	◎	77	
			161	在宅歯科医療に従事する歯科医師や歯科衛生士を確保するため、在宅歯科医療に関する研修の実施を支援することや、歯科衛生士の就労等の相談に応じるなど、歯科衛生士の再就業促進や離職防止を図ります。	◎	◎	77	
		(4) かかりつけ薬局の促進						
			162	地域の医療機関等との連携を推進するため、医療機関等の多職種と共同で行う研修等を実施し、薬局の機能の周知を図ります。	◎	◎	79	
			163	薬剤師による在宅医療等を推進するため、緩和ケアや無菌調剤等に関する研修等を実施するとともに、医療機関等に対する窓口の体制や地域の薬局間の連携を強化します。	◎	◎	79	
			164	在宅訪問業務、相談対応等の薬局のかかりつけ機能について、県民や医療機関等の多職種に積極的に周知します。	◎	◎	79	
3	人生の最終段階を支える体制整備							
		(1) 人生の最終段階に関する理解促進						
			165	県民に向けては高齢者のみならず現役世代も対象に、関係団体と連携し、人生の節目においてACP（人生会議）やリビングウィル等に対する知識を深める啓発事業を実施します。	◎	◎	81	
			166	在宅療養を支える医療・介護関係者向けにACP（人生会議）に関する相談対応力の向上のための研修会を開催します。	◎	◎	81	
		(2) 介護施設での看取りの推進						
			167	市町と連携しACP（人生会議）を普及・啓発する中で、介護施設での看取りについて周知します。	○	○	81	
			168	事業所に対し、介護報酬改定における看取りに関する加算の充実について、情報提供を行います。	○	○	82	
			169	介護事業所を対象としたセミナー等において、施設看取りの好事例等を紹介します。	○	○	82	
		(3) 在宅看取りの推進						
			170	地域の実情を踏まえた在宅での看取りがなされるよう、市町職員や在宅医療・介護連携コーディネーターを対象として研修会を開催します。	◎	◎	83	

柱	中柱	個柱項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
			171	ホームヘルパーの資格取得支援、現任者研修、仕事の理解促進等を通じて、人材確保を推進します。	◎	◎	83	
			172	看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備促進を図るため、質の高い人材の育成、サービスの理解促進、整備に係る財政的援助を行います。	◎	◎	83	
			173	ターミナル期の介護サービスの利用について、暫定介護サービス計画の活用事例に加え、保健福祉事業による自己負担の軽減を行っている事例等を市町に周知します。	○	○	83	
			174	日常生活圏域におけるケアマネジャーの育成支援と医療関係者との連携推進のため、中心的な役割を担うリーダーを養成します。	◎	◎	83	
			175	「シズケア＊かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）」を活用して、在宅患者に関わる病院やかかりつけ医、訪問看護ステーション、薬局、ケアマネジャー等が、患者の医療情報や介護サービス情報を共有し、適時適切な情報連携を図ります。	◎	◎	83	
第4			認知症とともに暮らす地域づくり					
	1		認知症を正しく知る社会の実現（知る）					
			(1) 認知症に関する理解促進					
			① 認知症サポーターの養成					
			176	小売業、金融機関、公共交通機関、医療機関等への広報を強化するとともに、企業・職域型の認知症サポーター養成講座を県が先行して実施し、市町による養成講座の実施につなげていきます。	◎	○	90	
			177	県の新規採用職員を対象とした認知症サポーター養成講座を開催するほか、警察本部職員を対象とする認知症サポーター養成講座を年1回開催します。	○	○	90	
			178	市町における認知症サポーターの養成を促進するため、キャラバン・メイトを計画的に養成するとともに、キャラバン・メイト活動の活性化を図ります。また、小規模な市町については、広域での認知症サポーター・チームオレンジ養成研修を支援します。	◎	◎	90	
			179	認知症サポーターのチームオレンジへの参加を促進するため、各市町の取組や活動を収集し、研修等を通じて情報提供します。	◎	◎	90	
			180	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市町がオンライン等で実施する認知症サポーター養成講座の実施状況や好事例を収集し、広く情報提供します。	○	○	90	
			② 子どもへの理解促進					
			181	市町と連携して教育委員会や私学協会に協力を依頼し、県内の小・中・高等学校の児童・生徒向けに、認知症サポーター養成講座等、認知症の理解普及に資する各種情報提供を行います。併せて、教職員に対しても各種情報提供を行います。	○	○	90	
			182	子どもサポーター養成数の多い市町の事例を共有するなど、市町へ効果的な手法の情報提供を行います。	○	○	90	
			183	学校外での高齢者と子どもの交流の場として、ふじのくに型福祉サービスにおける居場所づくりなどの取組を推進します。	◎	◎	90	
			184	小・中・高校生によるポスターや作文等の表彰作品をセミナー等で掲示・配布するなど、市町と連携して表彰作品を周知します。	○	○	90	
			③ その他理解促進					
			185	関係団体と連携し、認知症の人の意思決定を支援する映像教材等を活用した認知症対応力向上研修を実施します。	◎	◎	90	
			186	認知症意思決定支援ガイドラインの内容を踏まえて認知症サポーター養成講座等を実施している市町を参考に、全市町でガイドラインの内容を盛り込んだ講座の実施を促進します。	○	○	90	

柱	中柱	個柱	項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
				187	当事者団体、市町、医療機関、介護事業所等、多くの関係者と連携し、アルツハイマーデーや月間で全県的な普及啓発を実施します。また、認知症フォーラムや大学主催の認知症講演会等の実施を促進します。	◎	◎	91	
				188	住民への認知症の正しい理解の普及と認知症の人と家族を支える地域づくりを推進するため、認知症の人と家族の会静岡県支部等と協働して、街頭キャンペーンの実施やRUN伴（ランとも）に参加します。	○	○	91	
				189	認知症コーナーのある図書館の情報を収集し、市町等に情報提供します。	○	○	91	
			(2)	相談先の充実・周知					
				① 相談体制の整備					
				190	認知症の相談窓口について、関係者や住民の認知度を調査し、評価します。	○	○	92	
				191	医療機関との連携等により診断直後から相談窓口につながっている好事例を収集し、研修会等で情報提供します。	◎	◎	92	
				192	地域包括支援センターにおける相談体制の充実をはじめ、運営を支援するため、地域包括支援センター業務を評価・点検するための研修を実施します。また、保険者機能強化推進交付金を活用し、地域包括支援センターの体制強化を促進します。	◎	◎	92	
				193	認知症疾患医療センターと認知症サポート医、かかりつけ医の役割分担、連携について、認知症疾患医療センター連絡協議会等で検討します。また、認知症疾患医療センターの相談員等が地域に出向いて認知症に関する相談を受ける活動を支援します。	◎	◎	93	
				194	認知症コールセンターについて、インターネットや各種研修会等、県民の目に触れる機会を増やし、利用促進につなげます。	◎	◎	93	
				② 認知症ケアパスの活用					
				195	認知症の人や家族が、認知症の診断直後をはじめ、適時適切に活用できるよう、効果的な活用を行っている市町の取組を周知し、認知症ケアパスの改善を支援します。	○	○	93	
				③ 法テラスの制度周知					
				196	市町や地域包括支援センター等を対象とした研修で、法テラスの制度や活用方法等を周知します。	◎	◎	93	
			(3)	認知症の本人からの発信支援					
				197	市町や関係団体と協力し、活動可能な本人を認知症本人大使やピアサポーターとして委嘱します。	○	○	94	
				198	本人ミーティングだけでなく認知症カフェなどで本人の声を聴き、施策に反映できるよう市町の取組を支援します。	◎	◎	95	
				199	イベント等で本人が参加者に向けて話をする場面の設定や動画等を活用して本人の声を発信する機会を拡大します。	◎	◎	95	
				200	認知症本人大使の取組やピアサポート活動支援事業の成果を全県下に普及展開します。	○	○	95	
				201	イベントやワークショップで、「本人にとってのよりよい暮らしガイド（本人ガイド）」や「もしも気になるようでしたらお読みください（認知症介護研究・研修仙台センター）」を配布します。	○	○	95	
		2	認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）						
			(1)	認知症予防に資する可能性のある活動の推進					
				① 通いの場の充実					
				202	通いの場の好事例を把握し、研修等を通じて周知・普及を図ります。	◎	◎	98	
				203	通いの場等で、リハビリテーション専門職や歯科衛生士、管理栄養士が効果的に支援している取組を把握し、研修会等を通じて周知します。	◎	◎	98	
				204	通いの場等の運営者や参加者が活動効果を自ら把握できるよう自己測定の普及を図ります。（再掲）			98	

柱	中柱	個柱	項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁
				205	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市町がオンライン等で実施する通いの場や一般介護予防事業の好事例を市町間などで共有します。	◎	◎	98
			②	生活習慣病等の予防				
				206	生活習慣病予防の好事例を収集し、研修会や講習会等を開催します。	◎	◎	98
			③	専門職の関与				
				207	市町の介護予防事業に協力可能なハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士を育成するとともに、派遣の仕組みづくりを行います。	◎	◎	98
				208	医師が健診や日常の受診の機会を捉え、生活習慣病の重症化予防とフレイルに関する評価を行い、高齢者の状態に応じたサービス等につなげる仕組みを構築します。	◎	◎	99
			(2)	予防に関する国の研究成果や事例の普及				
				209	市町における認知症予防の強化を図るため、市町や地域包括支援センターなど認知症予防事業に従事する者を対象に、研修会や講習会等を開催し、国の研修成果や活動事例の普及を図ります。	◎	◎	99
				210	市町等で実施する認知症予防に関する取組を把握し、好事例を国へ報告します。	○	○	99
3			地域で支え合いつなげる社会の実現（支え合う）					
			(1)	早期発見・早期対応				
			①	市町（連携）				
				211	認知症地域支援推進員による認知症ケアパスの改訂を促進するため、引き続き研修会等を開催します。また、改訂に当たっては、認知症が軽度のうちに本人が意思表示することを促す項目を盛り込むよう働きかけます。	◎	◎	104
				212	地域の実情に応じた認知症情報連携シートの効果的な活用を推進するため、研修会等を開催します。	◎	◎	104
			②	地域包括支援センター				
				213	地域包括支援センターの職員に対し、引き続き認知症疾患医療センター等が主催する研修会への参加を促します。	◎	◎	104
				214	地域包括支援センターと民間企業、地域住民と連携している事例等を共有する機会を設けます。	◎	◎	104
			③	認知症地域支援推進員				
				215	認知症地域支援推進員の質の向上やネットワークの構築を図ることにより、効果的な活動につなげるため、引き続き研修会や連絡会を開催します。	◎	◎	104
			④	認知症初期集中支援チーム				
				216	認知症初期集中支援チームの質の向上やネットワークの構築を図ることにより、効果的な活動につなげるため、引き続き研修会や連絡会を開催します。	◎	◎	104
			⑤	認知症疾患医療センター				
				217	各認知症疾患医療センターが主催する連絡協議会等への介護事業所の参加を促進し、地域における関係機関の連携強化の取組を支援します。	◎	◎	104
				218	地域の相談機関との連携を含め、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化するため、県主催の認知症疾患医療センター連絡協議会において協議します。	◎	◎	104
				219	認知症疾患医療センターが認知症サポート医のリーダーと連携して、出張相談等により地域に出向き、認知症の早期発見、早期対応につなげる体制づくりを継続して支援します。	◎	◎	104

柱	中柱	個柱項目 No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁
		(2) 医療体制の整備				
		① かかりつけ医、認知症サポート医及び歯科医師、薬剤師、看護師等				
		220	かかりつけ医療機関等における早期発見・早期対応を促進するため、連絡票やルールを作成した事例等を共有する機会を設けます。	◎	◎	107
		221	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の中で市町が医師会等と連携しながら取組を推進できるよう支援します。	◎	◎	107
		222	歯科診療所において、引き続き「認知症虐待等チェックシート」等を活用して、早期発見・早期対応を促進するとともに、地域包括支援センターとの連携を強化します。	◎	◎	107
		223	薬物療法における有害事象を防ぐため、かかりつけ薬局とかかりつけ医等との連携を進め、薬剤師による継続的な薬学的管理や患者支援を推進します。	◎	◎	107
		224	認知症に係る多職種連携を強化するため、認知症サポート医の養成を進めるとともに、認知症サポート医のリーダーを養成します。また、認知症サポート医リーダー連絡会を開催し、研修会等の企画立案や地域の実態に即した連携づくり等により認知症サポート医の活動を支援します。	◎	◎	107
		225	容態に最適な医療、介護の共通認識や円滑な退院支援を促進するため、クリティカルパスの作成を支援する研修会を開催します。	◎	◎	107
		② 医療従事者等の認知症対応力向上の促進				
		226	医療従事者の認知症への対応力向上のため、引き続き、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護職員、病院で勤務するリハビリテーション専門職等や、訪問看護師を対象とする認知症対応力向上研修を実施します。	◎	◎	107
		227	研修で本人と接する機会を増やし、認知症の人を尊重し尊厳を守ることの重要性の理解を促進します。	◎	◎	107
		③ B P S D への適切な対応				
		228	非薬物的介入として、パーソン・センタード・ケアなどのケアの実践が普及するよう、認知症対応力向上研修を引き続き開催します。	◎	◎	107
		229	「かかりつけ医のための B P S D に対応する向精神薬使用ガイドライン（第 2 版）」を引き続き研修で配布するとともに、関係団体等を通じてガイドラインを配布します。	◎	◎	107
		230	医療機関に「身体拘束予防ガイドライン（日本看護倫理学会臨床倫理ガイドライン検討委員会）」を周知するとともに、認知症対応力向上研修で取組事例の共有等を行います。	◎	◎	107
		④ 人生の最終段階を支える医療・介護等の連携				
		231	医師会、歯科医師会等と連携し、映像教材等を活用するなどの研修内容の見直しを行います。	◎	◎	108
		(3) 介護サービスの基盤整備、介護者の負担軽減の推進				
		① 介護サービスの基盤整備				
		232	認知症高齢者グループホーム等の整備を支援するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、サービス基盤の整備にかかる費用を助成します。	◎	◎	110
		② 介護従事者の認知症対応力向上の促進				
		233	介護サービス事業所に対して、事業所指導等の中で認知症対応力向上研修の参加の働き掛けを行います。	○	○	110
		234	市町が認知症高齢者グループホームの改善等の取組状況や結果を把握し、必要に応じて、指導できるよう促します。	◎	◎	110
		235	国に対して研修修了基準の明確化を求めるとともに、参加者募集時に研修の目的、意義を周知徹底します。	○	○	111

柱	中柱	個柱	項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁
				236	認知症介護指導者が、研修の講師を担うだけでなく、地域の中で、認知症の人や医療関係者と連携する仕組みを構築します。	◎	◎	111
			③	介護休業等制度の周知				
				237	福祉・介護関連のイベント等で介護休業制度等に関するリーフレットを配布します。	○	○	111
				238	家族が相談する地域包括支援センター等において、介護休業等制度のリーフレット等を広く配布・周知し、介護と仕事の両立を支援します。	○	○	111
			④	認知症カフェの普及				
				239	認知症カフェの活用方法の好事例を共有するほか、設置目標数に達していない市町に対して、設置を促進します。	○	○	111
				240	元気な高齢者の地域活動の推進など、市町における担い手確保を支援します。	◎	◎	111
			⑤	診断直後からの家族教室や家族同士のピア活動の推進				
				241	家族教室や家族同士のピア活動について、活動状況や好事例を収集し、広く情報提供します。	○	○	111
				242	介護マークの普及を推進するため、普及協力事業所の増加を図るとともに、全国の活用状況を把握し、広報媒体を活用した周知活動を行います。	○	○	111
			(4)	地域支援体制の強化				
			①	支援体制の構築				
				243	認知症地域支援推進員等を対象に、認知症ケアパスや認知症カフェの効果的な活用方法を共有する研修会等を開催します。	◎	◎	113
				244	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及のため、ポスターの掲示やチラシの配布を行います。	○	○	113
				245	市町がチームオレンジの活動を実施するため、チームオレンジ養成研修や活動報告会などを実施します。	◎	◎	113
				246	認知症サポーターの活動や活躍の場を拡げるため、チームオレンジを先行して実施している市町の事例や認知症の本人がチームの一員として参加している事例を紹介し、市町の取組を支援します。	○	○	113
			②	見守り・SOS体制				
				247	2020（令和2）年4月から運用を開始した「見守り・SOS体制の広域連携」について、市町や警察署との連携強化に向けた研修会等を開催します。	○	○	114
				248	ICTを活用した見守りシステムの好事例について、研修会等を通じて周知します。	○	○	114
			③	権利擁護の推進				
					※成年後見制度の利用促進は第1-1(4)に記載			
					※高齢者虐待の防止は第5-2(2)及び第5-4(2)に記載			
			④	消費者被害の防止と救済				
					※第1-4(2)に記載			
			(5)	若年性認知症の人への支援				
				249	若年性認知症支援コーディネーターの相談対応力向上や、認知症疾患医療センターをはじめとする多機関・多職種との連携を強化することで、相談体制を強化します。	◎	◎	115
				250	若年性認知症の人の就労継続を支援するため、若年性認知症支援コーディネーターと連携して、就労継続につながった事例集を作成し、企業・団体等に周知します。	○	○	115
				251	デイサービスでの就労メニューの普及を行います。	○	○	115

柱	中柱	個柱項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁		
			252	広域的なネットワークを形成するための連携会議の開催を検討します。	○	○	115		
	4	誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）							
		(1) バリアフリーのまちづくりの推進							
		①	移動・外出しやすい環境整備						
			※第1-3(2)に記載						
		②	交通安全対策の推進						
			※第1-4(3)に記載						
		③	住まいの安定的な確保						
			※第1-3(1)に記載						
		(2) 企業等における認知症に関する取組推進							
		253	企業・職域型の認知症サポーターの養成を通じて、企業がチームオレンジの一員として参画することを促進します。				◎	◎	117
		254	地域の店舗の認知症対応力の向上や、認知症の人や家族の意見を民間事業者等に周知するため、企業・職域型認知症サポーター養成研修において、認知症の本人の意見やチームオレンジの取組等を紹介します。				◎	◎	117
		255	認知症の人の事故を補償する民間保険への加入を支援する市町の取組を収集し、認知症に関連するセミナーやシンポジウム、地域包括支援センターでの相談など、様々な機会を捉えて周知します。				○	○	117
		(3) 社会参加支援							
		256	若年性認知症ジョブサポート支援事業の成果を報告会やホームページ等で広報し、デイサービスでの取組を推進します。				○	○	118
		257	主任介護支援専門員リーダーを対象とした「主任介護支援専門員リーダーフォローアップ研修」等により、ソーシャルワーク機能等の資質向上を図ります。				◎	◎	118
		258	認知症の人が、市民公開講座への参加や農業などの地域活動に参加する取組を支援します。				◎	◎	118
		259	認知症地域支援推進員による社会参加活動のための体制整備について好事例を紹介し、市町への普及展開を図ります。				◎	◎	118
第5	自立と尊厳を守る介護サービスの充実								
	1	介護サービス基盤の整備							
		(1) 需要に応じた介護サービス基盤の整備							
		260	地域の実情に応じた介護サービスの提供体制の整備の促進を図るため、県単独補助金、地域医療介護総合確保基金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、介護保険施設等の整備を支援します。				◎	◎	126
		261	既存の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設の多床室について、県単独補助金及び地域医療介護総合確保基金を活用し、ユニット化やプライバシー保護のための改修を支援します。				◎	◎	126
		262	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護を行う有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等を補完する役割があることから、地域医療介護総合確保基金等を活用し、計画に沿って整備を支援します。				◎	◎	126
		263	介護療養型医療施設の転換については、地域医療介護総合確保基金を、医療療養病床から介護保険施設等への転換については、国の助成制度を活用し、円滑な転換を支援します。				○	○	126
		(2) 在宅医療等の必要量に対する介護サービス見込み量の確保							
		264	療養病床転換意向調査により、療養病床の廃止・転換等の動向を把握し、医療部門や市町と情報を共有します。				○	○	127
		265	介護療養型医療施設の転換については、地域医療介護総合確保基金を、医療療養病床から介護保険施設等への転換については、国の助成制度を活用し、円滑な転換を支援します。（再掲）						127

柱	中柱	個柱項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
			266	診療報酬や介護報酬のデータを活用し、在宅医療等の提供見込み量に対する実績を毎年把握し、圏域ごとに開催される会議等で報告していきます。	○	○	127	
	2	介護サービスの質の確保・向上						
		(1) 事業者の指導・監督						
		267	介護サービス事業者等に対する実地指導（原則2年に1回）、集団指導（年1回以上）を行うとともに、介護サービス事業者等に対して、事故防止、虐待防止をテーマとしたセミナー等を開催します。	◎	◎	129		
		268	市町の指導監督業務への支援として、担当職員を対象とした研修の実施や事業者への合同指導を実施します。	◎	◎	129		
		269	未届有料老人ホームに対し、早期の届出指導を行います。	◎	◎	129		
		270	住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における要介護（支援）認定者の適切なサービス利用を推進するために、計画的な実地指導を行います。	◎	◎	129		
		271	また、市町と連携し、ケアプラン点検や地域ケア会議などで、有料老人ホーム入居者に対し、適正なケアプランが立てられているか確認を推進します。	◎	◎	129		
		(2) 高齢者虐待の防止						
		272	権利擁護や質の高い介護に関する研修会等を開催します。	◎	◎	131		
		273	認知症介護基礎研修において、施設従事者の認知症介護に関する知識習得や技術向上を図ります。	○	○	131		
		274	権利擁護相談窓口の設置により困難事例への対応等について、市町を支援します。	◎	◎	131		
		275	適切な虐待対応に関する市町や地域包括支援センター職員の資質の向上を図るため、研修会や事例検討会を開催します。	◎	◎	131		
		(3) 身体拘束の廃止						
		276	介護サービス事業者等の身体拘束ゼロ宣言及び再宣言を推進します。	◎	◎	132		
		277	施設長や介護主任等を対象とした身体拘束廃止推進員の養成研修を実施します。	◎	◎	132		
		278	身体拘束の禁止を徹底するため事業所や県民を対象としたセミナー等を開催します。	◎	◎	132		
		279	身体拘束の禁止について、定期的に事業所や家族等を対象としたアンケートを実施します。	◎	×	132		
		(4) 優良事業所の育成						
		280	知識習得や情報提供を目的とした集団指導を年1回以上実施します。	◎	◎	134		
		281	個別指導は原則として2年に1回実地指導を行います。	◎	◎	134		
		282	より良い高齢者ケアを考えるセミナーを年1回以上開催します。	◎	○	134		
		283	表彰事業所等の取組を普及するための事例発表会を開催するとともに、SNS等による情報発信を行います。	◎	◎	134		
		284	「働きやすい介護事業所」の認証を取得した事業所におけるロゴマークの活用や求人情報への掲載など、認証のメリットを広く周知します。	◎	◎	134		
		285	第三者評価推進委員会において第三者評価の簡素化・効率化を含め、事業の推進を検討するほか、必要に応じて評価基準の改正を行います。	◎	◎	134		
		286	福祉サービスの第三者評価の評価機関及び評価者育成のための各種研修を実施します。	◎	◎	134		
		287	事業所の指導監査や研修会など様々な機会を通じて受審勸奨を行います。	○	○	134		

柱	中柱	個柱項目 No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁			
3	介護サービスの安全対策の推進	(1) 高齢者施設等の防災・防犯対策							
		288	施設等を訪問しての実地指導において、非常災害計画に加えて、事業継続計画や避難確保計画等の作成状況を確認し、作成を指導していきます。	◎	◎	138			
		289	地震防災対策の必要のある施設は最優先で改築の補助採択を行います。	○	○	138			
		290	浸水区域内に立地する施設が行う避難確保計画の策定や止水対策等の水害対策を支援します。	◎	◎	138			
		291	施設等における防犯対策を支援するため、福祉施設防犯対策マニュアル等により、施設を訪問しての実地指導や研修会等を通じて各事業所における防犯マニュアルの作成支援をしていきます。	◎	◎	138			
		(2) 介護事業所の感染症対策							
		292	2020(令和2)年10月に作成した「福祉施設のための感染症クラスター対応マニュアル」を活用し、風評被害対策を含めた事業継続計画(BCP)の作成支援のほか、ゾーニングや防護服の着脱方法の研修を実施します。	◎	◎	139			
		293	衛生用品を備蓄し、施設等で衛生用品が不足した際や感染者が発生した際に必要に応じて配布するほか、施設等が衛生用品を調達する際の費用を助成し、施設内の備蓄を支援します。	◎	○	140			
		294	施設等において簡易陰圧装置・換気設備を設置する場合の費用を助成します。	◎	◎	140			
		295	感染発生施設において、同一法人等のグループ内、施設種別団体単位等での相互応援体制によっても介護職員が不足する場合には、県が2021(令和3)年2月に設置した「クラスター福祉施設支援チーム」(CWAT(Cluster Welfare Assistance Team))により、必要な職員を派遣します。	◎	◎	140			
		296	感染症が発生した事業所・施設等における緊急時の介護人材に係る費用や環境整備のための事業所・施設等の消毒、清掃費用等を支援します。	◎	◎	140			
		297	感染症専門医師や看護師等が施設や居宅サービス事業所等を訪問し、感染対策の指導を行うほか、地域の基幹病院等に福祉施設からの相談窓口を設けます。	◎	◎	140			
		298	訪問介護事業所や訪問看護ステーションにおいて、感染症により運営休止や人員不足が生じた場合に、地域内で別の事業所が、利用者に必要なサービスを提供できる支援体制を構築します。	◎	◎	140			
		4	利用者及び介護家族等への支援	(1) 介護サービスの利用支援					
				299	県のホームページや冊子等により、介護保険制度の利用方法等の周知を図ります。	◎	◎	142	
				300	シニアクラブなどの地域組織が開催する研修会等で、介護保険制度等の広報活動を行います。	◎	◎	142	
				301	定住外国人向けのパンフレットの種類を増やします。	○	○	142	
302	介護サービス情報公表システムの周知のため、法定外の宿泊サービスなどを含めてパンフレットを作成・配布します。			◎	◎	142			
303	また、施設を訪問しての実地指導や研修会時において、報告が義務であることを改めて周知し、未公表事業者には電話や文書により報告を催促するなど、粘り強く指導していきます。			◎	◎	143			
304	簡易迅速に権利利益の救済を図るため、県に設置した「介護保険審査会」において、不服申立ての審査・裁決を行います。			○	○	143			
305	静岡県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理業務に助成します。			◎	◎	143			

柱	中柱	個柱項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁
			306	静岡県国民健康保険団体連合会の設置する苦情相談窓口や苦情処理制度の周知を図るとともに、市町と連携し苦情等へ迅速かつ適切に対応していきます。	◎	◎	143
			307	保険者指導等において、社会福祉法人等が行う負担軽減制度の周知を助言します。	○	○	143
			308	社会福祉法人等が行う低所得者への利用者負担の軽減措置について、市町を通じて助成します。	◎	◎	143
		(2) 家族による介護の支援					
			309	県のホームページや地域住民を対象とした研修会等で介護保険制度等を周知し、サービスの利用を促進します。	○	○	144
			310	労働担当部局と連携し、介護休業・休暇の取得促進を行うとともに、介護と仕事を両立しやすい職場環境づくりを企業等に働きかけます。	○	○	144
			311	市町が実施する介護家族交流会や介護教室の好事例を情報発信し、取組を支援します。	○	○	144
			312	養護者による虐待の防止、早期対応のため、市町職員及び地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施します。	◎	◎	144
			313	高齢者権利擁護ネットワーク形成支援事業として、市町や地域包括支援センターの職員が相談できる窓口の設置や、弁護士等の専門チームの派遣により、市町の高齢者虐待への対応を支援します。	◎	◎	144
	5	適正な介護保険制度の運用					
		(1) 保険者の介護保険財政等への支援					
			314	静岡県介護保険財政安定化基金を運営します。	◎	◎	147
			315	市町の介護保険事業計画及び介護給付適正化計画の進捗管理を行います。	○	○	147
			316	市町の次期介護保険事業計画及び介護給付適正化計画の策定を支援します。	○	○	147
		(2) 介護給付等の費用の適正化（第5期静岡県介護給付適正化計画）					
			317	介護認定審査会運営適正化研修を実施します。	◎	◎	151
			318	介護給付適正化研修を実施します。	◎	◎	151
			319	計画期間の3年間で全35保険者に対し、保険者指導により、介護給付適正化の進捗状況に対する助言を行います。	○	○	151
			320	介護認定審査会新任委員研修、介護認定審査会委員現任研修を実施します。	◎	◎	151
			321	主治医研修を実施します。	◎	◎	151
			322	認定調査員新任研修、認定調査員現任研修を実施します。	◎	◎	151
			323	ケアマネジャー・主任介護支援専門員の各種研修を実施します。	◎	◎	151
			324	介護サービス提供事業者等への実地指導を行います。	◎	◎	151
			325	ケアプラン点検の実践方法を指導するアドバイザーを市町に派遣します。	◎	◎	151
			326	リハビリテーション関係団体と連携して、市町が行う住宅改修等の点検を支援します。	◎	◎	151
			327	静岡県国民健康保険団体連合会と連携し、市町の介護給付適正化事業を支援します。	◎	◎	151
第6	地域包括ケアを支える人材の確保・育成						
	1	介護職員の確保・育成					
		(1) 職場定着の促進					
			328	キャリアパス制度の導入を促進するため、組織運営や人材マネジメント等に関する専門家を介護事業所へ派遣し、事業所の給与・処遇体系の構築及び運用への相談に当たります。	◎	◎	156

柱	中柱	個柱項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
			329	職員が安心して出産や子育てに専念できるよう、産休等で一時的に従事できない介護職員の代替職員を雇用する事業所を支援します。	◎	◎	156	
			330	働きやすい職場づくりやサービスの質の向上に積極的に取り組む介護サービス事業所を表彰し、その取組を広く一般に周知します。	◎	◎	156	
			331	「働きやすい介護事業所認証制度」で認証された介護事業所を県のホームページ掲載やハローワークへ情報提供し、学生や求職者に対して働きやすい介護事業所としての認知度を高めます。	◎	◎	156	
			332	悩みや不安を抱える介護職員の離職を防止するため、職員が気軽に相談できる支援窓口の設置を検討します。	○	○	156	
			333	新人介護職員の離職を防止するため、就職後3年未満の介護職員向けモチベーション向上研修を実施します。	◎	◎	156	
			334	静岡県社会福祉人材センターや職能団体、介護福祉士養成施設等が行う介護従事者を対象とした研修を支援します。	◎	◎	156	
			335	独自では教育研修を実施することが困難な小規模介護事業所の介護職員を対象とした研修等を実施します。	◎	◎	156	
			336	認知症高齢者の介護に関する知識や技術の習得のための研修を実施します。	◎	◎	156	
			337	たんの吸引及び経管栄養の医療的ケアを介護職員が安全に行うことができるよう研修を支援します。	○	○	156	
		(2) 新規就業の促進						
			338	静岡県社会福祉人材センターの専門相談員による無料職業紹介・相談を充実させ、きめ細かなマッチングを行います。	◎	◎	157	
			339	介護福祉士養成施設の在学生等に修学資金や生活資金を貸与し、県内介護事業所への就業を促進します。	◎	◎	157	
			340	結婚や出産等により離職した介護職経験者に対し、復職前研修及び就職先とのマッチングを実施し、復職を支援します。	◎	◎	157	
			341	介護に関する経験や資格を持たない方を、介護事業所での実務経験や研修受講により介護の専門職として育成するとともに、介護事業所へのマッチングを支援し、正規雇用につなげます。	◎	◎	157	
			342	介護の周辺業務を担う「介護サポーター」を育成するための入門的研修を実施するとともに、就業までのマッチングを一体的に支援します。	◎	◎	157	
			343	介護職員初任者研修等を行う事業者を指定し、研修の開催日程や会場等を県のホームページで公開し、県民に専門知識を修得する機会を情報提供します。	○	○	157	
		(3) 介護の仕事の理解促進						
			344	「介護の未来ナビゲーター」の意見を参考に決定した「介護の新3K（感謝を分かち合える仕事 ・ 心がつながる仕事 ・ 感動できる仕事）」を、学校での出前講座や広報媒体への掲載などにより広く周知し、介護分野のイメージ刷新を図ります。	◎	◎	158	
			345	県のホームページに加え、YouTube等の動画配信やSNSによる情報発信など、多様な情報発信手段を活用し、介護分野の魅力について県民理解を深めます。	○	○	158	
			346	介護の仕事への理解を深めるため、市町及び県教育委員会と連携し、小・中・高校生の施設見学や学校訪問による出前講座等を行います。	◎	◎	158	
			347	介護事業所で活躍する若手介護職員「介護の未来ナビゲーター」を高校や大学、就職相談会等に派遣し、介護の仕事の専門性ややりがいを発信します。	◎	◎	158	

柱	中柱	個柱項目 No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁
		(4) 訪問介護員（ホームヘルパー）の確保・育成				
		348	ホームヘルパーのやりがいや魅力、仕事内容についてのPR動画を作成し、県のホームページに加え、YouTube等の動画配信やSNSによる情報発信など、多様な情報発信手段を活用し、ホームヘルパーについての県民理解を深めます。	○	○	160
		349	訪問介護を体験する機会を設けることで、生徒・学生等に向けた仕事の周知に取り組みます。	◎	◎	160
		350	介護に関する資格を持たない方が、訪問介護事業所で実務を経験しながら研修を受講することによりホームヘルパーを育成するとともに、訪問介護事業所へのマッチングを支援し、正規雇用につなげることで人材確保を進めます。	◎	◎	160
		351	ホームヘルパーとしてのキャリアに応じた現任研修の実施により専門職としての資質を高め、やりがいの創出と職場定着を支援します。	◎	◎	160
		352	ホームヘルパーの勤務実態を把握し、働きやすい環境の整備や人材の定着を支援します。	○	○	160
		(5) 外国人人材の確保・育成				
		353	外国人介護人材の受入準備のためのセミナー開催や、言葉の壁・生活習慣の違いなどによる不安を解消するためのコーディネーターの派遣により、介護事業所の受入体制の整備を支援します。	◎	◎	161
		354	EPAによる外国人介護福祉士候補者の学習を支援する介護事業所に対して、必要な経費を助成します。	◎	◎	161
		355	介護事業所で働く外国人介護職員の日本語力向上のため、語学レベルに応じた研修を実施します。	◎	◎	161
		356	技能実習生や特定技能外国人介護職員の介護技術の向上のための集合研修を実施し、優秀者に対して所属事業所が行う更なるステップアップのための研修受講費用を助成します。	◎	◎	161
		357	介護福祉士国家資格の取得を目指す日本語学校及び介護福祉士養成施設の外国人留学生に対して、介護事業所が貸与又は給付する学費や生活費に係る費用の一部を助成し、外国人留学生の資格取得及び就業を支援します。	◎	◎	161
		358	外国人介護職員の仕事上の悩み等に対応する巡回相談の実施や、各地域の外国人介護職員のコミュニティ形成を図る研修交流会を開催します。	◎	◎	162
		(6) 介護現場の革新				
		359	見守り機器や移乗介助、入浴支援等の介護業務において、ロボット技術を活用した介護機器の導入を支援し、介護職員の負担軽減を図ります。	◎	◎	163
		360	各種介護記録や介護報酬請求の電子化、利用者の状態に応じたサービス内容の分析等に係る業務改善システム等のICT機器の導入を支援し、業務の効率化を促進します。	◎	◎	163
2		ケアマネジャーの確保・育成				
		(1) ケアマネジャーの確保				
		361	ケアマネジャーの養成・確保のため、介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員研修を実施します。	◎	◎	165
		362	研修を受講しやすい環境整備のため、研修の会場を県内各地に設けるとともに、研修のオンライン化を進めます。	◎	◎	165
		363	ケアマネジャーの業務の効率化とケアプランの質の向上を図るため、AIの導入・活用を推進します	◎	◎	165
		364	主任介護支援専門員を養成するための研修を実施します。	◎	◎	165
		(2) ケアマネジャーの育成				
		365	法定研修の内容見直しや育成支援を行うとともに、ケアマネジャーの業務を評価する仕組みを作り、ケアマネジメントの質の向上を図ります。	◎	◎	166
		366	研修の会場を県内各地に設けるとともに、研修のオンライン化を進め、受講しやすい環境を構築します。	◎	◎	166

柱	中柱	個柱項目	No	具体的な取組	R4実施状況	R5実施予定	頁	
			367	日常生活圏域におけるケアマネジャーの育成支援と医療関係者との連携推進のため、中心的な役割を担うリーダーを養成します。(再掲)			166	
			368	市町の実施する地域ケア会議において、医療専門職を含む多職種が、ケアマネジャーの育成の視点からケアプランへのアドバイスを行うよう支援します。	◎	◎	166	
			369	養成及び更新研修の実施により、ケアマネジメントに対する高い意識と技術を備えた主任介護支援専門員を育成し、地域のケアマネジャーを支える人材を確保します。	◎	◎	166	
			370	ケアマネジャーの業務の効率化とケアプランの質の向上を図るため、AIの導入効果を周知し、活用を促進します。	◎	◎	166	
3			多様な担い手の確保・育成					
			(1) 介護職場での多様な人材の活躍推進					
			371	元気高齢者が介護分野に興味・関心を持てるよう、企業の退職前セミナーや地域自治会のイベント等を活用した出前講座を開催し、より高度な研修へのステップアップや、介護事業所のマッチング事業等への参加を促し、介護人材の確保につなげます。	◎	◎	167	
			372	介護の周辺業務を担う「介護サポーター」を育成するとともに、就業までのマッチングを一体的に支援します。	◎	◎	168	
			(2) リハビリテーション専門職、歯科衛生士、栄養士の確保・育成					
			373	養成施設の指定等に関する関係法令の遵守状況を確認し、監督業務の一環として適切な指導及び助言等を行います。	○	○	169	
			374	職能団体と連携し、市町の健康づくりや介護予防・重度化防止の施策に協力可能な人材を育成するための研修会の開催等を行います。	◎	◎	169	
			375	管理栄養士・栄養士の資質の向上を図るため、最新の専門的な知識や技術の習得を目的とした研修会の開催等を行います。	◎	◎	169	
			376	保健、福祉、学校、病院、事業所等関係機関における管理栄養士・栄養士の連携及び栄養指導体制の確立を図ります。	◎	◎	169	
			(3) 地域支援事業における多様な担い手の確保・育成					
			377	社会参加に対する動機付けや生活支援の担い手等として活躍するためのノウハウを学ぶ「講座・体験会」の実施などにより、市町の支援を行います。	◎	◎	171	
			378	研修等でふじのくに型福祉サービスガイドブックを配布し、居場所について普及啓発を行います。	◎	○	171	
			379	公益財団法人しずおか健康長寿財団と連携し、地域で介護予防活動を推進するリーダー役の住民を育成します。	◎	◎	171	
			380	健康福祉センターと連携し、好事例の情報提供を行います。	○	○	171	
			381	市町の円滑な事業の実施を支援するため、ヒアリング等を通じて把握し、指導・助言を行います。	○	○	171	
			382	ハローワークやジョブステーション、シルバー人材センター等と連携し、就労的活動支援コーディネーター及び候補者に対する研修会を開催します。	○	○	171	
			383	研修会等を通じて、市町に県内外の好事例の情報提供を行います。	◎	◎	171	
			384	市町と連携し、仕事で培った知識・経験等を活かしたボランティア活動を推進し、地域課題の解決につなげる取組を推進します。	◎	◎	171	
			385	NPOと連携し、市町の移動サービスの立ち上げや継続を支援する取組を実施します。	◎	◎	171	